木曽広域連合第６次広域計画策定委員名簿

（付属資料　1）

委員長	原　　久仁男	木曽広域連合長
副委員長	麥　島　照　幸	木曽林業振興事業協同組合理事長
委員	神　事　正　實	木曽地域振興局長
	上　田　とめ子	福祉・保健医療懇談会長
	村　上　つや子	循環型地域づくり推進懇談会委員長
	青　木　一　孝	木曽農業協同組合専務理事
	家　高　里加子	木曽観光連盟会員
	坪　井　　祐	木曽地域広域観光プロジェクト会議事業推進部会長
	中　村　　健	木曽地域特産加工開発連絡会長
	増　澤　正　彦	木曽郡町村教育委員会連絡協議会長
	奥　谷　佳　奈	木曽文化協会副会長
	南　　俊　三	木曽交流創造塾代表世話人
	藤　原　義　則	木曽風景街道推進協議会長
	牧　野　由起子	木曽郡保育連絡協議会長
	大　畑　淳　子	長野県商工会連合会木曽支部女性部長
	大　沢　謙　一	木曽法人会長
	長　瀬　恵　敏	住民代表
	勝　野　誠　吾	住民代表
	新　井　広　司	住民代表

木曽広域連合広域計画策定委員会設置要綱　（付属資料　2）

（目的）

第１条　木曽広域連合規約第５条の規定による広域計画を策定するため、木曽広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、広域計画の策定に関する調査及び審議を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、木曽広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　長野県の現地機関の代表

(3)　木曽郡内各種団体等の代表

(4)　公募による組織町村の住民代表

(5)　関係行政機関の代表

(6)　その他広域連合長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長をおき、委員が互選する。

２　委員長は、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（委員会）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（幹事会）

第７条　委員会に、幹事会をおく。

２　幹事は、組織町村の職員等のうちから広域連合長が委嘱する。

３　幹事会は、委員会を補佐し、広域計画策定に関する調査・研究を行う。

（専門部会）

第８条　幹事会に、専門部会を置くことができる。

２　専門部会について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

（補　則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附　則

この要綱は平成 15 年９月４日から施行する。

附　則（平成 19 年５月 10 日要綱第６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年５月１日要綱第２号）

この要綱は、公布の日から施行する。

(付属資料 3)

木曽広域連合広域計画策定体制

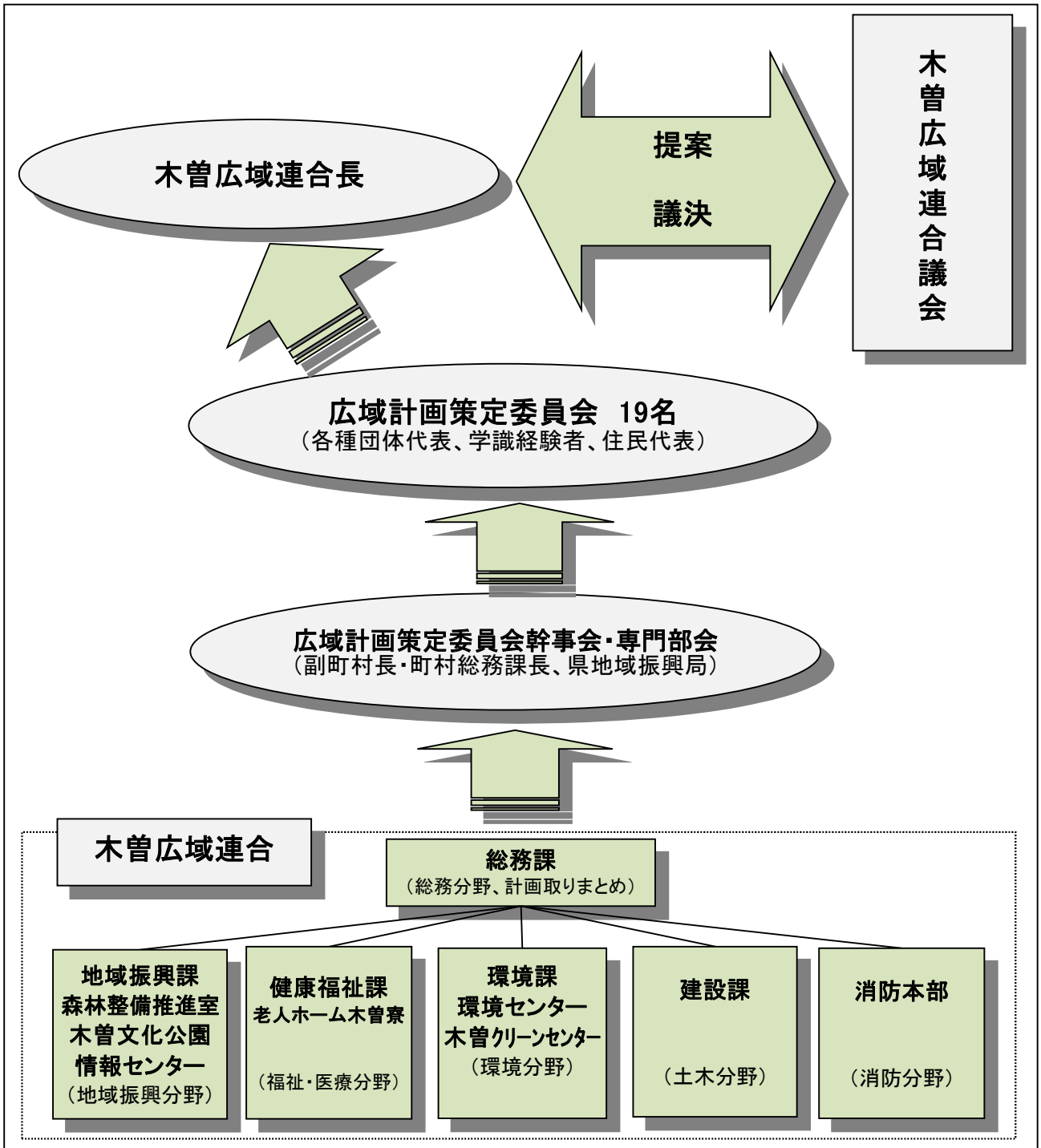

各項目の分類

① 総務分野 ：5情報公開・個人情報保護審査会、6行政不服審査会、31広域計画
② 地域振興分野 ：1広域行政推進、2ウ広域重要課題、3景観基本構想、4公共サイン、19広域観光、20幹線道路網整備、21広域的移住定住促進、23奨学資金貸付、24木曽文化公園、25埋蔵文化財、26地域高度情報化施設、27上下流交流・森林整備協定、28森林経営管理制度、29スポーツ振興基金
③ 福祉・医療分野：2イ福祉・保健医療推進調査研究、7措置入所判定委員会、8木曽寮、9介護保険、10成年後見制度中核機関、11障害市町村審査会、12自立支援協議会、13一次救急医療
④ 環境分野 ：2ア環境づくり推進調査研究、14葬斎センター、15ごみ処理施設、16循環型地域づくり、17し尿処理施設、18公共下水道汚泥集約処理施設
⑤ 土木分野 ：30公共土木事業
⑥ 消防分野 ：22消防